

食品安全衛生告発案件処理及び奨励弁法

1998年12月09日公布

2015年06月03日改正

第1条 本弁法は食品安全衛生管理法（以下、「本法」と略称する）第43条第2項の規定に依りこれを制定する。

第2条 告発人が本法の規定に違反する案件を告発する際、書面、口頭、E-mail 又はその他の方法を以って下記事項を明記し、主務官庁に提出することができる。

- 一、 告発者氏名、国民身分証統一番号、連絡方法及び住所。
- 二、 被告発者の氏名と住所、又は被告発会社（商号）名称、責任者の氏名及び営業先住所。
- 三、 本法の規定に違反する疑いのある具体的事項、違反の場所、関連資料又は調査用に供する手がかり。

前項第2号、第3号の事項について、告発者が究明できない場合、明記を免除できる。

口頭による告発の場合、告発受理官庁が記録を作成し、また告発者にその告発内容を確認しなければならない。

告発受理官庁が告発事項に対し管轄権がない場合、管轄機関を確認後7日以内に当該機関へ移送し、並びに告発者へ通知しなければならない。

第3条 主務官庁は前条の告発に対し、迅速で確実に処理し、並びに処理状況を30日以内に告発者へ通知しなければならない。

第4条 告発により本法規定に違反する状況を摘発した場合、直轄市、県（市）の主務官庁は、少なくとも実際の過料徴収額の百分の二十の奨金を告発者へ支給することができる。本法第15条第1項第7号、第8号、第10号規定に違反した場合、少なくとも実際の過料徴収額の百分の五十の奨金を告発者へ支払することができる。

前項の奨金は、直轄市、県（市）の主務官庁が予算編成するものとする。

第5条 以下のいずれかの状況がある場合、前条の奨金を支給するほか、主務官庁は告発内容及び案件摘発への貢献度により告発者へ別途10万台湾元以上200万台湾元以下の奨金を支給することができる。告発者が現在又は過去において被告発者の被雇用者である場合、その奨金上限を400万台湾元にまで引き上げることができる。

- 一、 本法第49条第1項から第3項の罪を犯す。
- 二、 その他の重大違反の事実。

前条の獎金は、当該告発案件の行政過料処分書の送達又は檢察機關の起訴後に支給するものとする。

直轄市、県（市）主務官庁が支給する第1項の獎金は、その予算編成より対処する。食品安全保護基金より一部補助することができる。

中央主務官庁が支給する第1項の獎金は、食品安全保護基金より補助する。

第6条 前2条の規定に依り告発者へ支給する獎金は、その告発内容が無罪判決を受け、又は行政処分が廃止、撤回されたもので、且つ告発不実によりもたらされたものではない場合、返還しなくともよい。

第7条 告発に以下のいずれかの状況がある場合、奨励しない。

一、 匿名又は氏名の不実。

二、 具体的内容がない。

三、 主務官庁又はその他の機關がすでに本法規定違反を発見している案件。

第8条 2人以上の連名で告発する案件については、その獎金は告発者全員で受領する。2人以上が別々に告発した案件に同じ部分がある場合、その獎金は最初に告発したものへ支給する。前後に分けることができない場合、平均額を支給する。

第9条 主務官庁又はその他の機關は、告発者の氏名、年齢、住所、文書、画像、情報、容貌、身分資料又はその他の告発者を識別するに足る物品に対し、秘密を保持しなければならない。秘密が漏洩した場合、刑法又はその他の法律に依り処罰又は懲罰しなければならない。

告発者の告発書、調書又はその他の資料については、機密として保存し、第三者が閲覧、抄録することを禁じる。

第10条 告発を受理した各級主務官庁は告発者の安全に対し、必要に応じて現地の警察機關に保護の提供を依頼することができる。

告発者が案件を告発したことにより威嚇、恐喝又はその他の危害行為を受ける恐れがある場合、直轄市、県（市）の主務官庁は警察機關へ依頼し法に依り処理しなければならない。

第11条 本弁法は公布日より施行する。